

須坂市農業委員会 令和8年2月総会 議事録

- 1 招集 令和8年2月27日(金) 午後3時
- 2 開会 令和8年2月27日(金) 午後3時
- 3 閉会 令和8年2月27日(金) 午後4時06分
- 4 場所 須坂市役所 3階 305会議室

- 5 出席した農業委員 (13人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	丸山輝幸	推進委員	15番	小布施嘉雄
会長職務代理			〃	7番	春原博	〃	16番	竹前清孝
農業委員	1番	返町俊昭	〃	8番	原千賀子	〃	17番	丸山雅之
〃	2番	後藤文夫	〃	9番	小林昇	〃	18番	吉田幸夫
〃	3番	湯本か代子	〃	10番	吉池寿一	〃	19番	小林郁雄
〃	4番	黒岩基之	〃	11番	勝山修一	〃	20番	増田光輝
〃	5番	山岸幸子	〃	12番	目黒孔一	〃	21番	市川和志

- 6 欠席した農業委員 13番 中村 豊彦委員
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案の意見聴取について

報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第29号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地利用集積等促進計画案の要請について

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 北堀けさ江 局長補佐 長野寛 農地係主査 小林広明

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課 農政係主任主事 小池祐希

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会2月総会を開会いたします。
本日の会議につきましては、13番中村 豊彦委員より欠席の連絡をいただいておりますが、過半数委員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告申し上げます。
それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 陽気もよくなり剪定作業が進んでいるところ、2月の総会にご参集いただきありがとうございます。2月提出分の4議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議事録署名委員の指名を行います。
須坂市農業委員会 会議規則第15条の規定により、9番 小林 昇 委員、10番 吉池 寿一委員をご指名申し上げます。

議長 はじめに、議案第32号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数16件を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 次に、農業委員さんで補足説明ありましたらお願いいたします。

議長 ないですので、質疑意見に入ります。
推進委員さんでなにか質疑ご意見ありますか。

委員 No.16について、贈与であるが、買主との関係はどうか。

事務局 売主については、高齢であり、農作業の限界を感じており、売主側が、買主に依頼した関係である。

議長 他にご意見等ありますか。

議長 ないようでありますので、農業委員さんで質疑意見はありますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第32号の16件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第32号の16件については許可と決定と決しました。

議長 次に、議案第33号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数1件について審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでしたら農業委員さんで補足説明がございませうか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませうか。

委員 No.1について、すでに着手済みとのこと。農業委員がすべての農地をみることはできないが、違反転用の罰則は重い。始末書あるのか。

事務局 始末書については提出済みであり、所有者も理解している。

委員 了解した。

議長 それでは農業委員さんで何かございませうか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第33号の1件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数1件については意見可と決定いたしました。

議長 次に、議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数1件について審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでしたら農業委員さんで補足説明がございましたか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 それでは農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 34 号の 1 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 1 件については意見可と決定いたしました。

議長 次に、議案第 35 号「農地中間管理事業の推進に関する法第 19 条第 3 項の規定による農地利用集積促進計画案の意見聴取について」申請件数 41 件のうちNo.1 からNo.4 の 4 件について審議いたします。
なお、この案件については、須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、2 番後藤文夫委員の退席をお願いいたします。なお、議決後は着席を認めます。
事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、農業委員さん推進委員さんで、質疑ご意見ございましたらお願いいたします。
議長 ないようでありますので、これより意見聴取に入ります。
議長 農業委員さん、推進委員さんで説明の計画案に異議のある場合は、「番号と各要件のうち、どれが認められないのか、その理由を述べてください。
議長 異議はございませんか。
議長 ないようでありますので、採決いたします。
議長 議案第 35 号No.1 からNo.4 の 4 件について「異議なし」と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
議長 挙手全員であります。
議長 よって、議案第 35 号のNo.1 からNo.4 の 4 件については「異議なし」と決定しました。

議長 次に、議案第 35 号「農地中間管理事業の推進に関する法第 19 条第 3 項の規定による農地利用集積促進計画案の意見聴取について」申請件数 41 件のうちNo.5 からNo.41 の 37 件について審議いたします。
事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、農業委員さん推進委員さんで、質疑ご意見ございましたらお願いいたします。
議長 ないようでありますので、これより意見聴取に入ります。
議長 農業委員さん、推進委員さんで説明の計画案に異議のある場合は、「番号と各要件のうち、どれが認められないのか、その理由を述べてください。
議長 異議はございませんか。
議長 ないようでありますので、採決いたします。
議長 議案第 35 号No.5 からNo.41 の 37 件について「異議なし」と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
議長 挙手全員であります。
議長 よって、議案第 35 号のNo.5 からNo.41 の 37 件については「異議なし」と決定しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。
報告第 27 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 3 件
及び、報告第 28 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数
2 件 報告第 29 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告件数

事務局
議長 1 件について説明願います。
(議案書に基づき朗読、説明)
この件で何か質疑ございますか。
内容ですので、次に報告第 29 号「農地中間管理事業の推進に関する法第 18 条第 11 項の
規定による農地利用集積促進計画策定の要請について」報告件数 5 件について事務局の
説明を願います。

事務局
議長 (議案書に基づき朗読、説明。)
この件でご質問はございませんか。ないようですので、以上で報告を終わります。
これもちまして、2 月総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 2 月 27 日

議 長

署名委員

署名委員